

雪嶺会会則

第1章 総 則

(目的)

第1条 雪嶺会（北海道科学大学、北海道工業大学、北海道薬科大学、北海道科学大学短期大学部、北海道自動車短期大学のそれぞれの学部・学科、大学院、専攻科（以下、「北海道科学大学」という。）の同窓会）（以下、「本会」という。）は、会員相互の親睦を厚くし、文化的、社会的向上を図るとともに母校の興隆進展に寄与することを目的とする。

(組織)

第2条 本会の本部は、北海道科学大学内に置く。

2 支部を設置しようとするときは、雪嶺会支部規程によるものとし、正会員5名以上の連署をもって会長に申請し、常任幹事会において審議し幹事会の議を経て決定する。

第2章 事 業

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会報の定期発行
- (2) 会員の諸活動に対する支援
- (3) 北海道科学大学発行の各種証明書の代行取得
- (4) 北海道科学大学の各種行事に対する必要な支援及び協力
- (5) その他本会の目的達成のために必要な行事および事業
- (6) 会長及び三役が緊急に必要と認め、常任幹事会の承認を得た事業

第3章 会 員

(構成員)

第4条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 北海道科学大学卒業生、専攻科修了生、及び同大学院修了生
 - (2) 準会員 北海道科学大学在学生及び同大学院在学生で正会員を除く者
 - (3) 特別会員 北海道科学大学に在職する教職員及び同大学を退職した入会希望の教職員で正会員を除く者
 - (4) 賛助会員 前3号に該当しない者で、本会の趣旨に賛同して入会を希望し、常任幹事会の承認を得た者
 - (5) 名誉会員 本会に功労のあった者で、会長の推薦を受け、常任幹事会の承認を得た者
- 2 北海道科学大学大学院へ博士論文を提出して学位を授与された者で入会を希望する者は、正会員に加えることができる。
- 3 北海道科学大学又は同大学院の学籍を失効した者で、入会を希望し、常任幹事会の承認を得

た者は、正会員に加えることができる。

(会員の権利)

第5条 会員は、次の各号に掲げる権利をもつものとする。

- (1) 正会員は、総会における議決権、役員の選出権及び被選挙権をもつこと。
- (2) 本会の刊行物の配布を受けること。
- (3) 本会が主催する行事に参加すること。
- (4) 本会が行う会員対象事業のサービスを受けること。

2 前項の(2)から(4)号に掲げる権利の内容は会員種別で変更できる。また、その権利は納入会費の有効年限までとする。

(除名、退会)

第6条 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったときは、常任幹事会において審議し幹事会の議を経て除名することができる。

2 会員が死亡したとき若しくは除名されたとき、準会員が北海道科学大学又は同大学院の学籍を失効したとき、特別会員である現職教職員が会員継続を希望しないで退職したとき、賛助会員が納入会費の有効年限を超過したときは、退会したものとする。

(会 費)

第7条 会員は、次の各号に掲げる会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員の会費は、30年間会費として40,000円とする。
 - (2) 賛助会員の会費は、10年間会費として10,000円とする。
 - (3) 特別会員及び名誉会員は、会費を徴収しない。
- 2 準会員は、北海道科学大学又は同大学院の入学時に正会員の会費を納入しなければならない。
- 3 正会員として30年経過した会員が、第5条1項(2)から(4)号の会員権利を継続したいときは、継続費として20,000円を納入しなければならない。

(会費の返還)

第8条 準会員は、北海道科学大学又は同大学院の学籍を失効したとき、所定の手続きを経て会費の返還を受けることができる。

第4章 役員および顧問

(役 員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 幹事 65名以内
- (5) 常任幹事長 1名

(6) 常任幹事 27名以内

(役員の選任)

第10条 会長、副会長及び監事並びに幹事は、正会員の中から総会において選出する。

- 2 監事は、他の役員を兼ねることができない。
- 3 常任幹事は、幹事の中から会長が選任する。
- 4 常任幹事長は、常任幹事会での互選とする。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務権限)

第12条 会長は、本会を代表して会務を総理し、幹事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査するほか、幹事会に出席することができる。ただし、決議に加わらない。
- 4 幹事は、会長及び副会長を補佐し、会務執行の大綱を協議する。
- 5 常任幹事長は、本会の会務執行を総括し、常任幹事会の議長となる。
- 6 常任幹事は、幹事会の議決に基づき会務を処理する。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が推薦し、幹事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応じ助言する。

第5章 会議

(総会)

第14条 本会の最高議決機関として、総会を置く。

- 2 定例総会は、毎年1回開催することとし、会長が召集する。
- 3 総会は出席者数をもって成立する。
- 4 総会の議決は、出席正会員の過半数をもって決する。
- 5 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画、収支予算、収支決算の審議
 - (2) 会則の変更
 - (3) 役員の選出
 - (4) その他、本会の運営上重要な事項
- 6 臨時総会は、次の場合に開催することとし、会長が召集する。

- (1) 監事が必要と認めたとき
- (2) 幹事会が必要と認めたとき
- (3) 正会員数の10分の1以上から、会議に付すべき事項を示して開催の要求があったとき

(幹事会)

第15条 幹事会は、幹事と各支部長とで構成し、会長が必要と認めた場合に開催する。

2 会長の判断により幹事会が総会を代行できる。

(常任幹事会)

第16条 常任幹事会は、常任幹事長が必要と認めた場合に開催する。

第6章 会 計

(本会の運営財源)

第17条 本会の運営財源は、会費、寄付金及びその他の収入とする。

(会費の改定、臨時会費)

第18条 会員の会費は、総会の議を経て改定することができる。

2 特別の事情がある場合、総会の議を経て臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第20条 監事は、会計処理が常に適正に行われているか、隨時、監査を行うものとする。

2 監事は、総会において監査の結果を報告しなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第21条 本会に事務局を置く。

2 事務局は事務局長、会計、学校法人北海道科学大学総務部校友課をもって構成する。
3 事務局長及び会計は常任幹事の中から常任幹事長が選任する。
4 事務局は常任幹事長の指示を受け、会務に関する事項を処理する。

第8章 雜 則

(身上変更等)

第22条 会員は、住所、身分等身上に異動を生じたときは、事務局に届け出るものとする。

(解散による財産処理)

第23条 本会が解散した場合の残余財産は、北海道科学大学に帰属するものとする。

(規程の改廃)

第24条 この会則を改定するときは、常任幹事会において審議し幹事会の議を経て総会で決定する。

(その他)

第25条 本会則の運用細部については、常任幹事会又は幹事会の議を経て別に定める。

付 則

- 1 本会則は、昭和46年3月24日より施行する。
- 1 本会則の改正は、昭和49年3月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、昭和50年10月18日より施行する。
- 1 本会則の改正は、昭和52年1月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、昭和54年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、昭和56年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、昭和57年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、昭和59年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、昭和61年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、昭和63年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、平成元年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、平成3年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、平成7年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、平成10年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、平成16年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、平成17年4月1日より施行する。但し、第7条2項に規定する会費納入時期は、平成16年以前に入会した準会員については従前の例による。
- 1 本会則の改正は、平成26年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、平成30年4月1日より施行する。
- 1 本会則の改正は、2019年6月15日より施行し、2019年4月1日まで遡及して適用する。
- 1 本会則の改正は、2022年6月4日より施行し、2022年4月1日まで遡及して適用する。
- 1 本会則の改正は、2025年6月21日より施行し、2024年4月1日まで遡及して適用する。